

香美町香住区就学前施設再編検討委員会

(資 料)

香美町教育委員会

【目次】

1. はじめに	P 1
2. 香美町香住区就学前再編検討委員会について	P 2
(1)目的	
(2)対象施設	
(3)組織	
(4)位置付け	
3. 就学前施設の現状について	P 4
(1)町内の教育・保育の体制	
(2)就学前施設（幼稚園・保育園）の配置	
(3)就学前施設（幼稚園・保育園）の定員（利用定員）	
(4)就学前施設の概要	
(5)学校区別就学前児数と就学前施設利用状況	
4. 人口動態について	P 13
(1)香美町全体の将来推計人口	
(2)香住区の就学前児の学校区別分布現状	
(3)香住区の年齢別就学前施設利用者数（見込）の推移	
5. 就学前の子どもを持つ保護者の意向について	P16
(1)アンケート調査結果の概要	
(2)アンケート調査結果の詳細	
6. その他資料	P17
(1)香美町香住区就学前施設再編検討委員会設置要綱	
(2)認定こども園について	

1. はじめに

香美町では、近年の急激な少子化や核家族化に伴う家庭環境の変化等を踏まえ、幼稚園、小・中学校の適正配置や再編を含めた統廃合のあり方について検討し、令和4年7月に「香美町学校再編計画（案）」を策定しました。この中で、香住区の小学校及び幼稚園については、令和6年度に佐津・奥佐津小学校・幼稚園を香住小学校・幼稚園へ統合し、令和8年度には柴山・長井・余部小学校・幼稚園を香住小学校・幼稚園へ統合し、一本化する計画となっています。

また、この学校再編計画（案）及び第2期子ども・子育て支援事業計画において、就学前施設の認定こども園化に向けた検討を行っていくこととしており、今回、香美町香住区就学前施設再編検討委員会を設置し、香住区における今後の少子化等人口動態の推移や社会情勢の変化を踏まえ、地域特性に応じた教育・保育のニーズを想定し、就学前施設（保育所（園）・幼稚園）の再編のあり方（案）を検討していきます。

・「香美町学校再編計画（案）」における香住区の学校再編の目標時期

【小学校】

区分	校名等	早期再編		中期再編		
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0 ～
1 次再編	奥佐津小学校	香住小学校 (統合小学校)		香住小学校 (香住区統合小学校)		
	佐津小学校					
	香住小学校					
2 次再編	柴山小学校					
	長井小学校					
	余部小学校					

【就学前施設】

区分	園名等	早期再編		中期再編		
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0 ～
1 次再編	奥佐津幼稚園	香住幼稚園 (統合幼稚園) (1 年保育)		香住幼稚園 (香住区統合幼稚園) (1 年保育)		
	佐津幼稚園					
	香住幼稚園					
2 次再編	柴山幼稚園		※再編			
	長井幼稚園					
	余部幼稚園					
	柴山保育所・(私) 青葉保育園・(私)					
			みなと保育園			

2. 香美町香住区就学前再編検討委員会について

(1)目的

香住区内の幼稚園及び保育所（園）の再編を円滑に推進することを目的とし、再編に伴う諸課題（再編のあり方、施設の配置、再編の時期、各施設の定員等）を検討します。

(2)対象施設

- ①保育所（園） 公立柴山保育所、私立みなと保育園、私立青葉保育園
- ②幼稚園 町立香住幼稚園

(3)組織

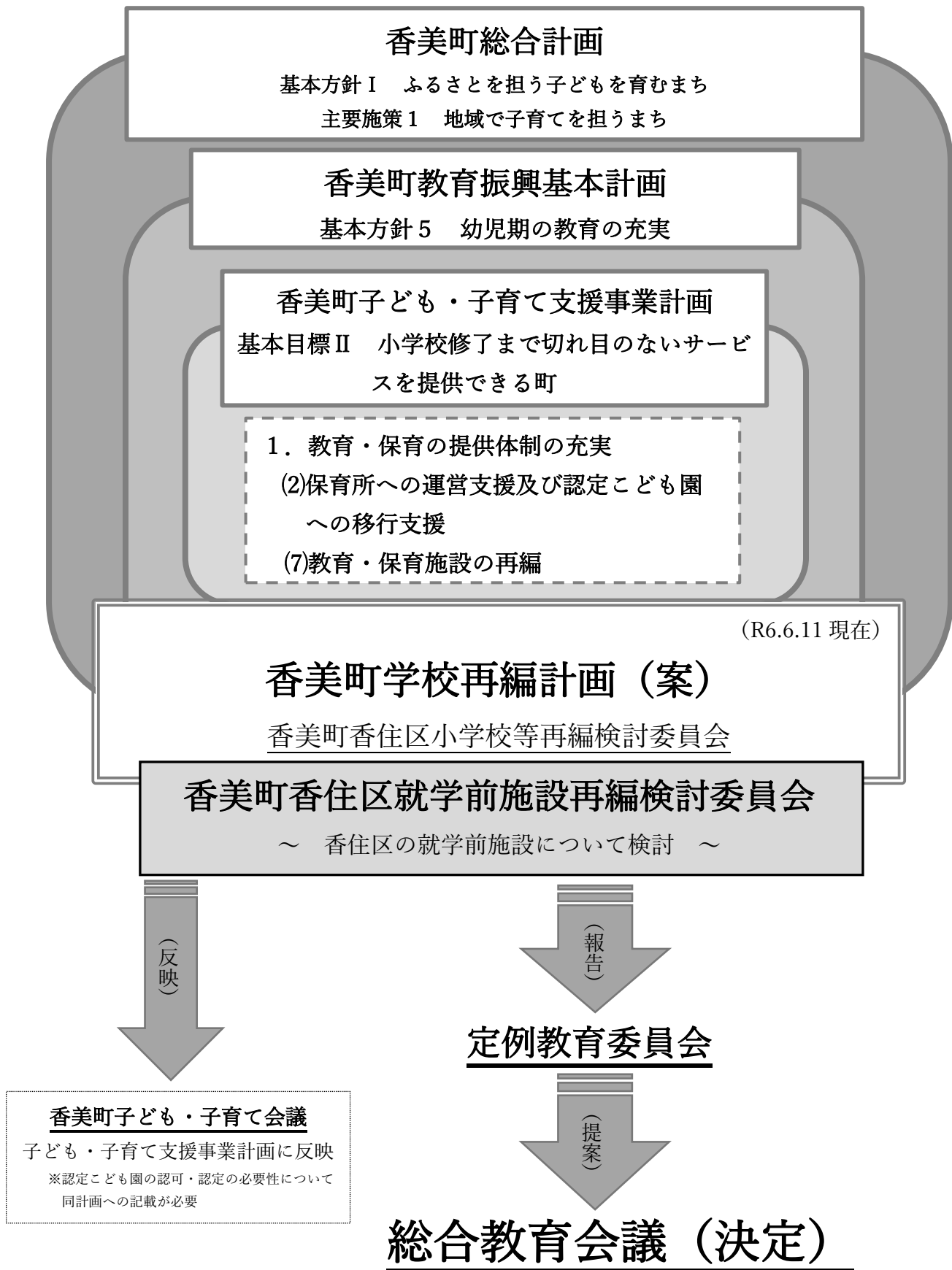
所 属 等	人 数	備 考
(1)香住区自治会を代表する者	1 人	
(2)香住区を担当する主任児童委員	2 人	
(3)香住区に所在する保育所（園）の 所（園）長	3 人	・ 柴山保育所 ・ みなと保育園 ・ 青葉保育園
(4)香住区に所在する保育所（園）の 園児の保護者を代表する者	3 人	・ 柴山保育所 ・ みなと保育園 ・ 青葉保育園
(5)香住幼稚園の園長	1 人	
(6)香住区に所在する幼稚園の園児 の保護者を代表する者	7 人以内	・ 奥佐津地区 1 人 ・ 佐津地区 1 人 ・ 香住地区 2 人 ・ 柴山地区 1 人 ・ 長井地区 1 人 ・ 余部地区 1 人
(7)公募に応じた者	若干人	香住区内
(8)教育長	1 人	
計	20 人以内	

事務局：香美町教育委員会こども教育課

〒667-1392 香美町村岡区村岡390-1

TEL：(0796) 94－0101 FAX：(0796) 98－1532

(4)位置付け



3. 就学前施設の現状について

香住区では現在、幼稚園は小学校区ごとに、柴山（１年保育）、香住幼稚園（１年保育）、長井（２年保育）、余部（２年保育）の４施設がありますが、令和８年度に香住幼稚園（１年保育）に一本化する予定となっています。

また、保育所（園）は私立みなと保育園、私立青葉保育園、公立柴山保育所の３施設があります。私立保育園２園は認定こども園化の検討を進めています。

こうした中、香住区の就学前施設の今後のあり方について検討していく、重要な時期を迎えています。

【参考】

- ・村岡区 平成３０年に福岡保育所とどんぐり保育園を統合し、私立宝樹保育園（設置者：社会福祉法人宝樹福祉会）に一本化されました。

令和１０年には村岡区の小学校の統合が予定される中、認定こども園化を目指す私立宝樹保育園を含め、村岡幼稚園、うづか幼稚園、射添幼稚園の就学前施設のあり方を検討していきます。

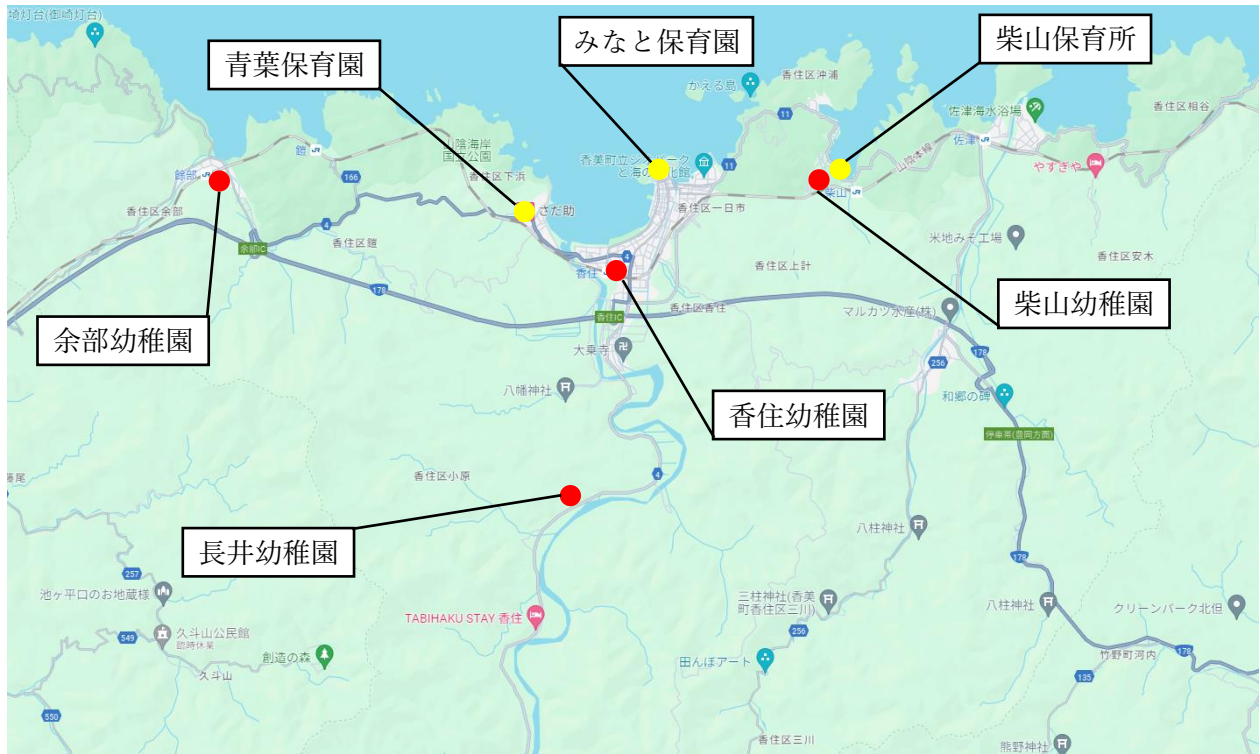
- ・小代区 平成２３年に３つのへき地保育所を統合し、幼稚園機能を合わせ持つ地域裁量型の小代認定こども園（設置者：町）が設置されました。（幼稚園はありません。）

(1)町内の教育・保育の体制

(令和6年4月1日現在)

満年齢等	区分	香住区										村岡区						小代区		
		香住・奥佐津・佐津					柴山		長井		余部		兔塚		村岡		射添		小代	
小学校	6年生	香住小学校	放課後児童クラブ スマイルかすみ	(放課後児童クラブ スマイルおくさづ)	(放課後児童クラブ スマイルさづ)	柴山小学校	放課後児童クラブ スマイルしばやま	長井小学校	放課後児童クラブ スマイルながい	余部小学校	放課後児童クラブ スマイルあまるべ	兔塚小学校	放課後児童クラブ ふれあいうづか	村岡小学校	放課後児童クラブ ふれあいむらおか	射添小学校	放課後児童クラブ ふれあいいそう	小代小学校	放課後児童クラブ かがやきおじろ	
	5年生																			
	4年生																			
	3年生																			
	2年生																			
	1年生																			
(満6歳)	5歳児	幼香住園	保預幼香住園			幼柴山園		長井幼稚園		余部幼稚園		幼うづか園		幼村岡園		幼射添園		(小代認定こども園 1歳児～5歳児)		
(満5歳)	4歳児																			
(満4歳)	3歳児																			
(満3歳)	2歳児	・柴山保育所（生後12か月～4歳児）																		
(満2歳)	1歳児	・みなと保育園（生後4か月～4歳児）																		
(満1歳)	0歳児	・青葉保育園（生後8か月～4歳児）																		

(2)就学前施設（幼稚園・保育所（園））の配置



(3)就学前施設（幼稚園・保育所（園））の定員（利用定員）

（令和6年4月1日現在）

施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
柴山保育所	45						45
みなと保育園	80						80
青葉保育園	80						80
柴山幼稚園						30	30
香住幼稚園						90	90
長井幼稚園					30	30	60
余部幼稚園					30	30	60
計	265					180	445

※グレー部分は受け入れのない年代です。

※令和6年度、奥佐津幼稚園と佐津幼稚園は廃止し香住幼稚園に統合しました。

(4)就学前施設の概要

①柴山保育所

設 置 者	香美町													
住 所	〒669-6432 香美町香住区上計2-4													
開設年度	昭和 25 年 10 月 1 日													
電 話	0796-37-0352													
利用定員	45人(認可定員45人)					入所年齢	生後 12 か月～4歳児							
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間		7:00～19:00(時間外保育時間を含む)										
	3号認定	保育短時間		8:00～16:00										
保育の 基本方針	〈心豊かに元気よく育つ子どもをめざして〉													
	(1)異年齢保育の特色を生かし、一人ひとりの発達段階に寄り添い、温かいふれあいを大切にし、情緒の安定を図る。													
	(2)「あいさつ・体力づくり・読み聞かせ」に重点的に取り組み、基本的生活習慣を身につけさせ、自立心や協調性を養う。													
	(3)いろいろな遊びや自然との直接体験、他園との交流を通し、たくましく生きる心豊かな感性を育む。茶道を保育に生かし、3, 4歳児は通年、お茶会を体験する。													
	(4)保護者との連携を密にし、理解と協力を深めながらぬくもりと信頼に満ちた保育を進める。													
一日の 過ごし方	7:00	8:00	9:00	9:30	11:15	12:30	14:30	15:00	16:00	19:00				
	開園	登園(視診)	自由遊び	3歳未満児ミルク チャレンジタイム	年齢別保育	自由遊び	給食	歯磨き	午睡	自由遊び	片付け	おやつ	降園準備	降園

(単位：人、室、㎡)

認可定員	建築面積				敷地面積	
	保育室	調理室	遊戯室	面積	総面積	内屋外遊戯場
45	2	1	1	469.90	1,500.01	448.02

②みなと保育園

設 置 者	社会福祉法人 光明福祉会															
住 所	〒669-6542 香美町香住区一日市156-1															
開設年度	昭和 29 年 11 月 1 日															
電 話 等	TEL0796-36-1053 FAX 0796-36-1344															
利用定員	80人(認可定員90人)						入所年齢		生後4か月～4歳児							
保育時間 (月～土曜日)	2号認定		保育標準時間			7:00～19:00(時間外保育時間を含む)										
	3号認定		保育短時間			8:00～16:00										
保育の 基本方針	◎『生まれてきてよかった・自分のいのち・存在は価値のあるもの』という自分を信頼できる自己肯定感を育てる。その自己肯定感こそ『よりよく生きる力につながる』という理念を一番大切にスタッフ一同、協力して保育を行います。 ◎『楽しい経験(より多く、より多面的に)⇒夢中になる⇒学び⇒より良い成長・発達』この過程を達成するために、適切な環境づくりを行います。 年齢に合った適切なおもちゃを選び、無理のない自律的な基本的生活習慣の確立を目指します。当園独自の伝統的な保育行事とも整合性をつけた年間行事を計画し実行します。 ◎0・1歳児に対して、専門的で適切な離乳食による食への意欲を育てます。 歩行・トイレトレーニングによる無理のない自律の芽生えを育む適切な介助を行います。 ◎万全なるチェック体制を構築し、安全なアレルギー対応食を個別に提供できる体制を整えます。 ◎以上を最大限実現するために、園スタッフと保護者が協力することを大切にしながら子ども達がより良く育っていくための環境づくりに努めます。															
保育目標	・私たちは、こんな子どもたちを育てることを大切にします。 ①素直な子 ②感謝できる子 ③人や社会に奉仕できる子 ④問題解決できる子															
一日の 過ごし方		7:00		8:00		12:00					16:00		19:00			
	3歳未満	開園	登園	看護師によるチェック(視診)	コーナー遊び	おやつ	年齢別保育	給食	着脱	午睡	着脱	おやつ	降園準備	看護師によるチェック(視診)	降園	閉園
	3・4歳				コーナー遊び	仏様礼拝	年齢別保育	給食	歯磨き	戸外遊び	(夏期午睡)	おやつ	仏様礼拝			

(単位：人、室、㎡)

認可定員	建築面積				敷地面積	
	保育室	調理室	遊戯室	面積	総面積	内屋外遊戯場
90	3	1	1	440.43	1,400.00	495.00

③ 青葉保育園

設 置 者	社会福祉法人青葉福祉会				
住 所	〒669-6564 香美町香住区下浜595				
開設年度	昭和 29 年 11 月 1 日				
電 話 等	0796－36－3135 FAX 0796－36－4733				
利用定員	80人(認可定員120人)		入所年齢	生後8か月～4歳児	
保育時間 (月～土曜日)	2号認定	保育標準時間	7:00～19:00(時間外保育時間を含む)		
	3号認定	保育短時間	8:00～16:00		
保育の 基本方針	◎基本的生活習慣の確立 ◎設定保育形態の中で、子どもの自立性を促す ◎和太鼓・空手を取り入れた保育 ◎緑豊かな保育 ◎豊かな心づくり、生き生きとした明るい子どもづくり ◎生かせ命の保育				
一日の 過ごし方	7:00	8:00	12:00	16:00	19:00
	開園	登園(看護師による視診) 自由遊び 礼拝、体操 (3歳未満児間食)	年齢別保育 自由遊び 給食 (歯磨きフッ素うがい4歳)	午睡 間食	降園準備(看護師による視診) 降園 閉園

(単位：人、室、㎡)

認可定員	建築面積				敷地面積	
	保育室	調理室	遊戯室	面積	総面積	内屋外遊戯場
120	5	1	1	423.47	2,593.75	1,863.83

④香住幼稚園

設 置 者	香美町											
住 所	〒669-6544 香美町香住区香住1595番地の9											
開設年度	昭和 12 年 6 月 25 日											
電 話 等	TEL・FAX0796－36－0416											
利用定員	90人(利用定員90人)					入所年齢	5歳児					
保育時間 (月～土曜日)	1号認定	教育標準時間			8:00～14:00							
		預かり保育事業			14:00～18:00							
教育の 基本方針	㊦がやく瞳 キラキラ ㊧てきな笑顔 ニコニコ ㊨んな元気 モリモリ ◎園・家庭・地域がつながり、一緒に子育てができる園 ・防犯防災の危機管理がなされ、安全で安心できる園 ・内外ともに環境が整った中、園児も職員も元気で明るく、楽しい園 ・家庭と園がお互いを理解し合い、子育てを支援できる園 ◎元気と笑顔あふれて、心豊かに育ち合う香住っ子 ・「学びの芽生え」を培い、気づき、考える子を育てる(知) ・思いやりや豊かな感性と表現力を育み、やさしい子を育てる(徳) ・心身の健康を促進し、元気な子を育てる(体) ◎心も体も、元気と笑顔の教師 ・「ほめる」「認める」教育を推進し、3つのKの力を伸ばし、「学びの芽生え」を育む教師 ・向上心と挑戦意欲にあふれた、学び続ける教師 ・子どもの姿から学ぶ姿勢を忘れず、チーム香住として取り組む教師 ・クラスとクラス、幼児と幼児のつながりを大切にする教師 ・小学校につながるためのアプローチを工夫する教師 ・特別支援教育の視点から幼児理解に努め、個に応じた支援をする教師 ・教師こそ身近で最大の教育環境であることを自覚し、保護者や地域の人から信頼される教師											
一日の 過ごし方	7:30	9:00	9:10	10:00		11:30	13:10	13:50	14:00	18:00		
開園・登園(視診)	荷物整理・自由遊び	運動タイム	(毎週月曜日は朝の集まり)	なかよしタイム	クラス別保育・園行事等	自由遊び	給食(歯磨き)	自由遊び	降園準備	降園	預かり保育	閉園

(単位：人、室、㎡)

認可定員	建築面積				敷地面積	
	保育室	調理室	遊戯室	面積	総面積	内屋外遊戯場
90	3	0	1	731.00	1,793.00	942.00

(5)学校区別就学前児数と就学前施設利用状況

0歳児では令和5年度、令和6年度ともに利用率が20%未満であるが、年齢が上がるにつれ利用率が上がる傾向にあり、満3歳以上では9割以上が就学前施設を利用しています。

(令和6年4月1日現在)

学校区		0歳児	満1歳児	満2歳児	満3歳児	満4歳児	満5歳児	計
学校区別人口	香住小学校区	25	29	29	31	40	47	201
	旧奥佐津小学校区	2	3	4	1	2	1	13
	旧佐津小学校区	2	2	4	2	4	3	17
	柴山小学校区	5	4	2	5	5	8	29
	長井小学校区	1	7	2	2	2	3	17
	余部小学校区	3	1	2	1	2	2	11
	計	38	46	43	42	55	64	288
就学前施設利用者数	幼稚園	人数				0	63	63
		利用率				0.00%	98.43%	21.87%
	柴山保育所	人数	1	6	9	8	10	34
		利用率	2.63%	13.04%	20.93%	19.04%	18.18%	11.80%
	みなと保育園	人数	3	19	16	15	22	75
		利用率	7.89%	41.30%	37.20%	35.71%	40.00%	26.04%
	青葉保育園	人数	3	15	7	17	21	63
		利用率	7.89%	32.60%	16.27%	40.47%	38.18%	21.87%
	町外	人数	0	0	0	0	0	0
		利用率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	利用者計	人数	7	40	32	40	53	235
		利用率	18.43%	86.96%	74.42%	95.24%	96.37%	81.60%
	未利用者	人数	31	6	11	2	2	53
		未利用率	81.57%	13.04%	25.58%	4.76%	3.63%	18.40%
	計	人数	38	46	43	42	55	288
		率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(令和5年4月1日現在)

	学校区		0歳児	満1歳児	満2歳児	満3歳児	満4歳児	満5歳児	計
学校区別人口	香住小学校区		28	28	27	39	48	47	217
	旧奥佐津小学校区		3	4	1	2	1	1	12
	旧佐津小学校区		1	3	2	4	3	2	15
	柴山小学校区		4	2	4	4	8	8	30
	長井小学校区		7	1	1	2	4	6	21
	余部小学校区		1	2	1	2	2	0	8
	計		44	40	36	53	66	64	303
就学前施設利用者数	幼稚園	人数					4	60	64
		利用率					6.06%	93.75%	21.12%
	柴山保育所	人数	0	7	7	9	13	0	36
		利用率	0.00%	17.50%	19.44%	16.98%	19.69%	0.00%	11.88%
	みなと保育園	人数	3	11	10	21	20	0	65
		利用率	6.81%	27.50%	27.77%	39.62%	30.30%	0.00%	21.45%
	青葉保育園	人数	2	6	14	21	26	0	69
		利用率	4.54%	15.00%	38.88%	39.62%	39.39%	0.00%	22.77%
	町外	人数	0	0	0	0	0	0	0
		利用率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	利用者計	人数	5	24	31	51	63	60	234
		利用率	11.37%	60.00%	86.12%	96.23%	95.46%	93.75%	77.23%
	未利用者	人数	39	16	5	2	3	4	69
		未利用率	88.63%	40.00%	13.88%	3.77%	4.54%	6.25%	22.77%
	計	人数	44	40	36	53	66	64	303
		率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4. 人口動態について

(1)香美町全体の将来推計人口

(国立社会保障・人口問題研究所 令和5年12月22日発表)

この発表によると、令和2年(国勢調査実績値)の総人口16,064人、0歳～4歳410人に対し、令和7年の総人口は14,027人(87.3%)、0歳～4歳は289人(70.5%)、令和17年の総人口は10,870人(67.7%)、0歳～4歳は213人(52.0%)と推計されており、就学前の子どもの減少傾向が著しいことがうかがえます。

①総人口の推計

(単位：人、%)

年度	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
総人口	16,064	14,027	12,375	10,870	9,495	8,228	7,050
総人口指数 (R2年=100)	100.0	87.3	77.0	67.7	59.1	51.2	43.9

②0歳～14歳の推計人口

(単位：人、%)

年度	R2年	R7年	R12年	R17	R22年	R27年	R32年
0～4歳	410	289	244	213	177	156	135
(R2年=100)	100.0	70.5	59.5	52.0	43.2	38.0	32.9
5～9歳	588	410	295	249	218	181	160
10～14歳	663	583	407	292	246	215	180
計	1,661	1,282	946	754	641	552	475

(2)香住区の就学前児の学校区別分布現状

香住区における就学前の子どもは、概ね約 70%が香住小学校区に分布し、次いで柴山小学校区に約 10%の分布となっています。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

学校区	0 歳	満 1 歳	満 2 歳	満 3 歳	満 4 歳	満 5 歳	計	率
香住小	25	29	29	31	40	47	201	69.8
旧奥佐津小	2	3	4	1	2	1	13	4.5
旧佐津小	2	2	4	2	4	3	17	5.9
柴山小	5	4	2	5	5	8	29	10.1
長井小	1	7	2	2	2	3	17	5.9
余部小	3	1	2	1	2	2	11	3.8
計	38	46	43	42	55	64	288	

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

学校区	0 歳	満 1 歳	満 2 歳	満 3 歳	満 4 歳	満 5 歳	計	率
香住小	28	26	27	35	45	44	205	67.7
旧奥佐津小	3	5	1	2	1	1	13	4.3
旧佐津小	1	2	2	4	3	2	14	4.6
柴山小	4	2	4	4	8	8	30	9.9
長井小	7	2	1	4	6	8	28	9.2
余部小	1	3	1	4	3	1	13	4.3
計	44	40	36	53	66	64	303	

(3)香住区の年齢別就学前施設利用者数（見込）の推移（令和５年度～令和１５年度）

	令和５年度 （４／１現在）			令和６年度 （４／１現在）			令和５ ～６ 年度 （平均）	令和 ７年度		令和 ８年度		令和 ９年度		令和 １０年度		令和 １１年度		令和 １２年度		令和 １３年度		令和 １４年度		令和 １５年度	
年齢別	対象者数	利用者数	利用率	対象者数	利用者数	利用率	利用率	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数	推計対象者数	推計利用者数
０歳児	44	5	11.37 %	38	7	18.43 %	14.64 %	36	6	34	5	32	5	31	5	30	5	29	5	29	5	29	5	29	5
満１歳児	40	24	60.00 %	46	40	86.96 %	74.42 %	38	29	36	27	34	26	32	24	31	24	30	23	29	22	29	22	29	22
満２歳児	36	31	86.12 %	43	32	74.42 %	79.75 %	46	37	38	31	36	29	34	28	32	26	31	25	30	24	29	24	29	24
満３歳児	53	51	96.23 %	42	40	95.24 %	95.79 %	43	42	46	45	38	37	36	35	34	33	32	31	31	30	30	29	29	28
満４歳児	66	63	95.46 %	55	53	96.37 %	95.87 %	42	41	43	42	46	45	38	37	36	35	34	33	32	31	31	30	30	29
満５歳児	64	60	93.75 %	64	63	98.44 %	96.10 %	55	53	42	41	43	42	46	45	38	37	36	35	34	33	32	31	31	30
計	303	234	77.23 %	288	235	81.60 %	79.36 %	260	208	239	191	229	184	217	174	201	160	192	152	185	145	180	141	177	138

※令和７年度以降の推計対象者数は、令和６年４月１日現在の年齢別人口を起点とし、国立社会保障・人口問題研究所による将来の香美町の年齢別（０～４歳）推計人口の増減率により導いた。

※推計利用者数は、推計対象者数に令和５・６年度の保育所（園）及び幼稚園の年齢別利用率を乗じて得た。

5. 就学前の子どもを持つ保護者の意向について

町は香住区の就学前施設の再編に関する就学前の子どもを持つ保護者の意向を把握するため、令和6年1月に「香住区における就学前施設のあり方に関するアンケート調査」を実施しました。

(1) アンケート調査結果の概要

「香住区の就学前施設の再編についてどう思いますか。」については、82.0%の保護者が「再編すべきである」「どちらかというとも再編すべきである」との回答で、再編を望む理由としては、少子化に伴う子どもの減少が多く挙がっています。

また、「香住区の将来の就学前施設のあり方について、適切であると思うもの」については、「公立保育所・幼稚園と2つの私立認定こども園を設置する」が17.5%、「公立と私立の3つの認定こども園を設置する」が44.0%、「2つの私立認定こども園を設置する」が26.0%で、公立・私立等選択肢があることを望む声が多い結果となりました。

なお、再編の時期については、「2～3年後」が57.0%、「4～5年後」が23.0%で、多くの保護者が就学前施設の再編の早期実現を望んでいます。

一方、認定こども園については、80.0%の保護者が「ぜひ利用したい」「どちらかと言えば利用したい」と回答しており、多くの保護者が認定こども園化を望んでいます。

これに対し、「再編すべきでない」「どちらかというとも再編すべきでない」という回答は16.0%ありました。

(2) アンケート調査結果の詳細

別冊のとおり

6. その他資料

(1)香美町香住区就学前施設再編検討委員会設置要綱

(2)認定こども園について

(1)香美町香住区就学前施設再編検討委員会設置要綱

香美町教育委員会告示第2号

令和6年1月25日公布

香美町香住区就学前施設再編検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 香美町香住区内の幼稚園及び保育所（園）（以下「就学前施設」という。）の再編を円滑に推進することを目的とし、その再編に伴う諸課題について検討するため、香美町香住区就学前施設再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 就学前施設の適正な配置及び定員数の設定等に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 香住区自治会を代表する者 1人
- (2) 香住区を担当する主任児童委員 2人
- (3) 香住区に所在する保育所（園）の所（園）長 3人
- (4) 香住区に所在する保育所（園）の園児の保護者を代表する者 3人
- (5) 香住幼稚園の園長 1人
- (6) 香住区に所在する幼稚園の園児の保護者を代表する者 7人以内
- (7) 公募に応じた者 若干人
- (8) 教育長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 5 教育長は、第3条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、関係機関等の職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、香美町教育委員会こども教育課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(2)認定こども園について

①特徴

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の機能の両方のよさを併せ持っている施設で、次のような特徴があります。

- ・保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能です。
- ・集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援します。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実しています。

1

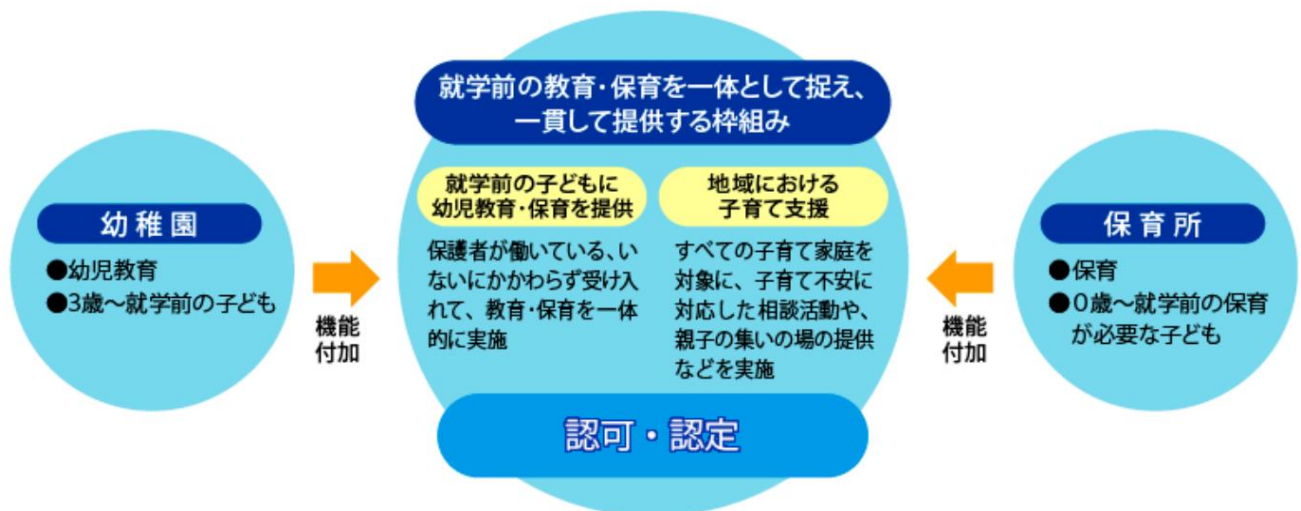
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



②類型

【幼保連携型（法的性格：学校かつ児童福祉施設）】

幼稚園機能と保育所的機能の両方の機能を合わせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【幼稚園型（法的性格：学校（幼稚園＋保育所機能））】

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

【保育所型（法的性格：児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能））】

認可保育所が、保育が必要な子ども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

【地方裁量型（法的性格：幼稚園機能＋保育所機能）】

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

^{*1} 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

^{*2} 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準に関する基本的な考え方や、主な基準を紹介します。

■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とします。
- 既存施設（幼稚園、保育所）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設けています。
- 新制度施行前に認定を受けていた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けることとなり、「設備等」については、従前の基準を適用します。

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
 新設 認定こども園 新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合	●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ	〈学級編制・職員配置基準〉 ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含みます。*2 〈園長等の資格〉 ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す） 〈園舎・保育室等の面積〉 ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） 〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*3の設置〉 ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもの保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。 〈食事の提供、調理室の設置〉 ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可）
 幼稚園・保育所からの移行 認定こども園 既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する	〈園舎面積〉 ●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 〈園庭の設置・面積〉 ●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉 ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
 幼保連携型認定こども園からの移行 認定こども園 法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則）	●職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

*1 質の向上事項として、公定価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施しています。
 *2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、配置数に算定することができます。
 *3 名称は「園庭」とします。